

堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家

指定管理者募集要項

2018（平成30）年7月

堺 市

はじめに

堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家（以下総称する場合は「センター等」という。）は、青少年の諸活動の推進等を通じて青少年の心身の健全な育成を図ることを目的として設置されている施設です。

この度、センター等の魅力をさらに引き出し、青少年の心身の健全な育成に役立てることを目的として、2014（平成26）年度より5年間実施している指定管理者制度による管理運営を継続することとしました。

つきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、当施設の設置目的をより効果的に達成することができる事業者を募集します。

I 事業内容に関する事項

1. 施設の名称、場所

名称	場所
堺市立青少年センター	堺市堺区柳之町西1丁3番19号
堺市立青少年の家	堺市南区片蔵32

2. 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙の「堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家管理運営業務仕様書」とおりとします。

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ア 施設等貸出業務
- イ 利用料金の収受業務
- ウ 人員の配置等に関すること
- エ 施設利用案内等に関する業務
- オ 苦情対応
- カ 目的外使用許可を受けた者との協力
- キ 併設施設等との協力
- ク その他利用者の利便性を図る業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

- ア 適正な維持管理
- イ 備品等の管理
- ウ 保守点検業務
- エ 併設施設等に係る経費に関する業務

(3) 堺市青少年活動振興協会との協力に関する業務

- ア 堺市青少年活動振興協会との協力

イ 野外活動指導員への支援

ウ その他

(4) その他

ア 緊急時等への対応

イ 関係機関等との協議

ウ 市の主催事業への協力

エ 市の広報業務への協力

オ 規則・マニュアル等の作成

カ 文書管理

キ 保険加入

ク 公衆電話の管理

ケ 国旗・市旗の管理

コ 団体の登録に係る事務

サ 青少年センター提携駐車場の無料処理事務

シ 個人情報の保護

ス 情報公開への対応

セ 環境への配慮

ソ 市との協議

※ 青少年センターの図書室・錦西公民館・錦西白寿荘、及び青少年の家の上神谷会館・にわだにピアサロン（上神谷地区ボランティアビューロー）の運営は、指定管理者が行う業務の範囲には含まれません。ただし、これらも含めた施設の維持管理業務は指定管理者が行うものとします。

3. 管理運営の基本的な事項

指定管理者は、次の事項を基本として、センター等の管理運営を行うこととします。

- (1) 条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正・公平な管理を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理運営業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理運営業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理運営業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

4. 指定期間（予定）

指定期間は、2019（平成31）年4月1日から2024（平成36）年3月31日までの5年間で予定しています。この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

5. 自主事業

指定管理者は施設の設置条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

また、指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置を行うことが可能です。実施にあたっては別途行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、提案貸付料を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

6. 管理運営経費等

（1） 会計年度

センター等の管理運営にかかる会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

（2） 指定管理料の支払い等

指定期間中のセンター等の管理運営に必要な経費は、収支計画書に提示のあった金額をもとに、市と指定管理者が会計年度ごとに協議して協定で定め、指定管理料として市の予算の範囲内で支払います。収支計画書においては、あらかじめ想定される税制変更等（消費税率の引き上げを除く）による支出の増減は見込んだうえで提示してください。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、センター等の管理運営に係る指定管理料の本市としての積算額は、91,300千円（税込）です。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。また、指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「8%」としてください。指定期間中に消費税率が引上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

<参考>2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの指定管理料（単位：千円、税込）

2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度
91,300	91,300	91,300	91,300	91,300

（3） 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払いは年4期に分割します。ただし、詳細については年度ごとに協定で定めます。

(4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理運営業務に必要な一切の経費が含まれます。

① 人件費

② 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕料、光熱水費等）

※ 施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。

ただし、施設・設備・器具・備品の大規模な補修（1件あたり30万円（税込）を超えるもの）については、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施することとします。この場合においても、指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。

(5) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、センター等の利用料金が指定管理者の収入となります。

<参考> 2014（平成26）年度から2017（平成29）年度までの利用料金収入（単位：千円、税込）

2014（平成26）年度	2015（平成27）年度	2016（平成28）年度	2017（平成29）年度
8,646	9,804	9,910	10,351

(6) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料からの支出はできません。当該自主事業から得られる収入などにより、指定管理者の責任で賄うこととします。なお、自動販売機等を設置する場合は、別途貸付契約を締結し、貸付料が必要です。（添付資料12参照）

(7) 併施設等の経費の取扱い

① 併施設の経費の取扱い

青少年センターにおいて、併設している図書室・錦西公民館・錦西白寿荘の光熱水費、設備管理業務に要する経費の取扱いについては、光熱水費等の提供者に対して指定管理者が支払い、市が定めた負担割合（仕様書別紙3）に基づき、指定管理者に対して市がそれぞれの負担分を支払うこととします。

② 目的外使用許可物件の経費の取扱い

青少年の家において、市が目的外使用許可を行っている、にわだにピアサロン（上神谷地区ボランティアビューロー）の電気代の取扱いについては、にわだにピアサロンの電気代を含めた金額を指定管理者が支払い、目的外使用許可を受けた団体より市が電気代を直接徴収します。市から指定管理者への指定管理料には、にわだにピアサロンの電気代の年間相当額が含まれています。上神谷会館の電気代については、目的外使用許可を受けた団体が直接支払います。

(8) 経理事務

指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。

また、経理事務に当たっては、センター等の管理運営業務に係る独立の帳簿を設けることとします。なお、自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととし

ます。

(9) 実費相当分の徴収

管理運営業務の一環で、利用者の利便性を図るため、利用者から複写機の利用の求めがあれば、可能な限り対応してください。なお、利用者に複写機を利用させた場合は、利用者から実費相当分を徴収することができます。実費相当分の金額の算出にあたっては市の基準を参考にしてください。(参考資料7-1別表参照)

(10) AEDについて

指定管理者は、両施設にAEDを各1基以上設置し、適切に管理するようにしてください。なお、2022(平成34)年7月31日までは市が現在契約しているAEDの契約を引き継ぐこととします。市の現在の契約では、契約金額は月額8,532円(税込)です。

7. 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

センター等は条例第23条第1項の規定により利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の利用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額は条例で規定する額を上限として指定管理者が提案し市長の承認を得て定めることとなります。なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

(2) 利用料金の減免等

指定管理者は、条例第23条第5項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、第23条第6項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等を行いません。

(3) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。なお、指定管理者自らが事業主体として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用にかかる利用料金を指定管理者に支払う(利用料金収入として計上する)こととなります。

8. 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

センター等の管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

ア 地方自治法及び地方自治法施行令

イ 労働基準法その他の労働関係法令

ウ 消防法及び堺市火災予防条例

エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び関係法令

オ 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例並びに堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例施行規則

- カ 堺市暴力団排除条例及び堺市暴力団排除条例施行規則
- キ 堺市財産規則、堺市会計規則及び堺市財務規則
- ク 堺市個人情報保護条例及び堺市個人情報保護条例施行規則
- ケ 堺市情報公開条例及び堺市情報公開条例施行規則
- コ 堺市行政手続条例及び堺市行政手続条例施行規則
- サ 堺市立青少年センター及び青少年の家利用団体登録要綱
- シ その他関連法令、条例、規則、要綱、要領、通知等

(2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は条例第24条第1項第2号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、事業計画書（企画提案書）において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。

なお、2018（平成30）年度の開館時間等は次のとおりとなっています。

ア 開館時間

- ・ 火曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで
- ・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
（その日が月曜日に当たるときは、休館） 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

- ・ 月曜日
- ・ 2018（平成30）年12月29日から2019（平成31）年1月3日まで

※ なお、指定期間中に、施設改修工事等により（一部）休館する可能性があります。
その場合の管理運営業務等については、別途協議します。

(3) 使用許可等

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、条例第4条及び第6条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、条例第24条第1項第4号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第11条及び第49条の2（参考資料1）並びに「個人情報取扱特記事項」（参考資料3）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

また、指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は参考資料5-1及び参考資料5-2のとおりです。

なお、指定管理者（指定管理者から委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理運営業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例

第56条又は第57条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第61条第1項の規定により、指定管理者（指定管理者から委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則の適用があります。

（6） 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の2（参考資料2）の規定を遵守し、管理運営に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は参考資料7-1及び参考資料7-2のとおりです。

※（5）（6）の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

（7） 文書管理

指定管理者には、センター等の管理運営業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただくとともに、市が指示する期間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

（8） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

（9）市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体・地域住民・NPOとの協働による取組等の地域振興や、地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- 環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- 省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- 電力デマンドのピークカット等による節電
- 資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- 廃棄物の適正処理

オ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成 24 年 10 月 1 日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、節電・災害対策・禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、それらの取組に積極的に協力してください。

9. 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理運営業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- ア 管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む）
- イ 平等利用・安全の確保
- ウ 従業員の配置計画（法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付）
- エ 従業員名簿（雇用形態を含む）
- オ 従業員の研修計画（人権研修を含む）、人材育成計画
- カ 個人情報保護方針及び保護措置
- キ 情報公開方針及び広報計画
- ク 利用促進計画、サービス向上の方策
- ケ モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理運営業務への反映
- コ 自主事業計画及び堺市青少年活動振興協会との協力
- サ 管理施設・設備・器具備品等の維持管理方針
- シ 第三者への業務の委託計画
- ス 苦情・要望への対応
- セ 緊急時対策
- ソ 収支計画
- タ 目標設定と目標達成の方策

※基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載

※年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定しておくべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

10. リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）別紙2のとおりです。なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11. 保険加入

指定管理者は、管理運営業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入してください。保険金額はてん補限度額1人1億円以上、1事故10億円以上とします。なお、保険証券の写し等保険の加入内容を証する書面を市に提出していただきます。指定期間中に保険契約を更新した場合も、更新後の加入内容を証する書類を速やかに市に提出することとします。

12. 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、仕様書別紙1に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市がやむを得ないと認め、特別に承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先との委託契約書等の写し、及び暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。ただし、誓約書については市が必要ないと判断した場合は、提出は不要です。

13. 市の指示等

- (1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。（地方自治法第244条の2第10項）
- (2) 指定管理者が（1）に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。（地方自治法第244条の2第11項）

14. モニタリング等

(1) 指定管理者には、管理運営業務に関する利用者の意見や要望を把握し、管理運営業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

(調査項目の例)

- ア 施設の充実度
- イ 施設の利用のしやすさ
- ウ 職員の対応（言葉づかい、態度）
- エ 利用率・利用料・利用時間についての意見
- オ イベント・講座の充実度

(2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理運営業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて管理運営業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。

(3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

15. 管理運営業務の報告

(1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後60日以内に、管理運営業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

- ア 収支状況
- イ 利用料金の収入状況
- ウ 管理運営業務の実施状況
- エ 施設等の利用状況
- オ 自主事業の実施・収支状況
- カ 利用者意見の聴取状況
- キ 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- ク 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- ケ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- コ 備品の状況
- サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理運営業務の総括等
- シ その他市長が必要と認める事項

- (2) 指定管理者は、毎月終了後15日以内に市に対し、次の事項を内容とする月例の業務報告を行うものとします。
- ア 管理運営業務の実施状況
 - イ 収支状況（四半期ごと）
 - ウ 利用料金の収入状況
 - エ 施設の利用状況
 - オ 利用者意見の聴取状況
 - カ 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
 - キ 自主事業の実施状況
 - ク その他市長が必要と認める事項
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。
- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
 - イ 施設の管理運営業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
 - ウ 金融機関との取引が停止となったとき
 - エ 施設の管理運営業務に関して有する債権に対して差押え、又は仮差押えがなされたとき
 - オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
 - カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他管理運営業務に大きな支障をきたす事態が生じたとき

16. 管理運営業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理運営業務の継続が困難となった場合
- 市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。また、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わないものとします。
- (2) 不可抗力等により管理運営業務の継続が困難となった場合
- 自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとします。

17. 引継ぎ等

- (1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、センター等の管理運営業務に関する市及び現指定管理者との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修、及び帳票類の印刷など、必要な準備を行っていただきます。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理運営業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理運営業務を実施できるよう、本市もしくは次期指定管理者に引き継ぐこととします。

- (2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担により、これを原状に回復して引き継ぐこととします。ただし、市が認める場合は、原状回復せずに、本市もしくは次期指定管理者に引き継ぐことも可能です。

18. 管理運営業務に関する評価

指定管理者が実施する管理運営業務について、事業報告書や指定管理者・市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行います。それらの評価方法や結果等を含めて、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理運営業務に反映してもらうほか、結果によっては必要な是正措置をとっていただくとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

Ⅱ 募集手続きに関する事項

1. 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

募集要項の公表	2018（平成30）年7月27日（金）～9月28日（金）
施設の現地説明会	2018（平成30）年8月17日（金）
質問書の受付	2018（平成30）年8月24日（金）～8月31日（金） 午後5時30分まで
質問書の回答	2018（平成30）年9月10日（月）（予定）
応募書類の受付	2018（平成30）年9月14日（月）～9月28日（金） 午後5時30分まで（直接持参）
第1次審査（書類審査）	2018（平成30）年10月中旬（予定）
第2次審査（面接審査）	2018（平成30）年10月下旬（予定）
選定結果の通知	2018（平成30）年11月上旬（予定）
市議会による指定管理者の議決	2018（平成30）年12月下旬（予定）

※応募状況等により、書類審査及び面接審査を同一日程で行うこともあります。

2. 応募資格等

（1） 応募団体の資格

応募者の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること。（個人による応募はできません。）

イ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

ウ 青少年健全育成事業の実績を豊富に有すること。グループ応募の場合は、当該グループを代表する法人等が青少年健全育成事業の実績を豊富に有すること。

（2） グループ応募について

ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。

イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時まで、各構成団体間で責任分担を明確

に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

- (3) 応募書類の提出時点において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別表1の選定基準に定める配点（6点）を上限として項目ごとに2点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4の項目を除き、すべての者が満たしていることが必要です。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、2018（平成30）年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を1人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 （*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条による認定を受けている場合
3	65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合
4	市内に本社・本店を有している場合
5	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合

3. 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次のいずれかに該当する団体は、応募を無効とします。グループで応募する場合は、構成団体のうち1団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、応募後においても、次の事項のいずれかに該当することとなった場合は、失格もしくは指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者

に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）

- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税・消費税・地方消費税・市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税・消費税・地方消費税・市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

5. 応募手順

- (1) 募集要項等の公表

2018（平成30）年7月27日（金）から市ホームページにおいて公表を行います。

- (2) 現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが、応募予定の団体はできるだけご出席ください。

なお、現地説明会への参加に際しては、8月14日（火）の午後5時30分までに、「現地説明会参加申込書」（様式3）に必要事項を記入のうえ、直接持参、Eメール又はFAXで子ども育成課へ送信してください。

※ 送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

【申込書の提出先】

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課（高層館8階南側）
電話 072-228-7457 FAX 072-228-8341
Eメール koikusei@city.sakai.lg.jp

ア 開催日時及び場所

①堺市立青少年センター

日時：2018（平成30）年8月17日（金）午前10時から1時間程度

場所：堺市堺区柳之町西1-3-19

TEL：072-229-5120

【交通機関】 南海本線『七道駅』徒歩10分

南海バス『綾の町電停前』徒歩2分

阪堺線『綾ノ町』徒歩2分

※提携駐車場アメニティパーク錦之町西（1時間のみ無料）があります。

②堺市立青少年の家

日時：2018（平成30）年8月17日（金）午後1時30分から1時間程度

場所：堺市南区片蔵32

TEL：072-292-0010

【交通機関】 南海バス『片蔵』徒歩1分 ※駐車場（無料）があります。

イ 参加人数：1団体2名までとします。

(3) 質問書の受付

質問がある場合は、質問書（様式2）を2018（平成30）年8月24日（金）から8月31日（金）までに、直接持参、FAX又はEメールで提出してください。（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）

持参の場合の受付は9時から午後5時30分まで。（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。

質問書に対する回答は、2018（平成30）年9月10日（月）を目途に市ホームページにおいて公表します。

【質問書提出先】

堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課（高層館8階南側）

電話 072-228-7457 FAX 072-228-8341

Eメール koikusei@city.sakai.lg.jp

(4) 応募書類の受付

堺市立青少年センター等指定管理者指定申請書（条例施行規則様式第7号）及び必要書類を添えて、必ず直接持参してください。

① 提出場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課（高層館8階南側）

電話 072-228-7457 FAX 072-228-8341

② 提出方法及び提出期間

2018（平成30）年9月14日（月）～9月28日（金）

午前9時から午後5時30分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

なお、提出期限までに必要な書類（Ⅲ 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は、一切受け付けしません。

Ⅲ 提出書類に関する事項

応募に当たっては、次の書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正1部、副16部（副は複写可）の計17部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理をしたうえで、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した場合は請求に応じて公開することがあります。

- 1 堺市立青少年センター等指定管理者指定申請書（条例施行規則様式第7号）
… グループ応募の場合は、グループとして作成してください。
- 2 団体概要・役員名簿（様式1-2）
- 3 グループ構成書（様式1-3） … グループ応募の場合に提出してください。
- 4 グループ協定書兼委任状（様式1-4） … グループ応募の場合に提出してください。
- 5 指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式1-5）
 - (1) 管理の基本方針
 - (2) 平等利用・安全の確保
 - (3) 安定的な経営資源
 - (4) 財務規模、組織状況
 - (5) 事業実績（青少年健全育成事業の実績を含む）
 - (6) 利用者・利用者ニーズの把握
 - (7) 個人情報保護、情報公開の考え方
 - (8) 人権尊重の考え方
 - (9) 障害者等への考え方
 - (10) 広報・モニタリング計画
 - (11) 休館日、開館時間の考え方
 - (12) 人員配置、人材育成の考え方、研修計画
 - (13) 利用料金の考え方
 - (14) 苦情・要望対応の考え方
 - (15) 非常時対策
 - (16) 目標設定、目標達成の方策
 - (17) 自主事業の実施計画
 - (18) 自主事業で自動販売機の設置の提案の有無、提案内容
 - (19) 経費削減の考え方・方法
 - (20) 収支計画
 - (21) 市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）

(22) 堺市青少年活動振興協会との協力の考え方

- 6 堺市立青少年センター管理運営業務収支計画書（様式 1-6-1）、堺市立青少年センター収支計画書積算内訳書（様式 1-6-2）
 - 7 堺市立青少年の家管理運営業務収支計画書（様式 1-6-1）、堺市立青少年の家収支計画書積算内訳書（様式 1-6-2）
 - 8 堺市立青少年センター自主事業計画書（様式 1-7）・自主事業収支計画書（様式 1-8）
 - 9 堺市立青少年の家自主事業計画書（様式 1-7）・自主事業収支計画書（様式 1-8）
 - 10 障害者雇用等確認書（様式 1-9）
 - 11 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式 1-10）
 - 12 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - 13 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - 14 指定申請書提出日の属する事業年度の法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - 15 2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の法人等の事業報告書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - 16 2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の法人等の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
 - 17 2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の法人等の貸借対照表（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
 - 18 法人等の印鑑証明書
 - 19 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）
 - 20 法人税・消費税・地方消費税の納税を証明する書類
法人の場合 … 法人の「納税証明書その3の3」（法人税・消費税・地方消費税）
法人以外の場合 … 団体の代表者の「納税証明書その3の2」（申告所得税・消費税・地方消費税）
 - 21 市税の納税確認の同意書（様式 1-11）…応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から1部ずつ提出してください。（複写の提出は必要ありません。）
 - 22 2018（平成30）年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
 - 23 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
 - 24 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 …65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
 - 25 ISO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES登録証又はエコステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。
- ※ 13・18・20 については、提出日において発行日から3か月以内のものとし、15・

16・17については、団体の設立から2年以上経過していない場合は、設立年度から2017（平成29）年度までのものとします。

また、グループ応募の場合、2及び10～25については、構成団体ごとに提出願います。

なお、提出書類はA4版を原則とします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

Ⅳ 選定及び指定に関する事項

1. 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、条例第19条第3項に規定する指定の要件等を基本として、別表1の選定基準に基づき、堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査により、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において採点評価を行い、最終得点で最上位の応募者を候補者として選定します。
面接審査の日程等は、後日お知らせします。
- (3) 審査の結果、最終得点が満点の60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとします。
- (4) 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ候補者を決定します。

2. 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて、市として指定管理者の候補者を決定し、応募された団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、2018（平成30）年11月上旬を目途に、審査結果を文書で通知します。また、選定・不選定を問わず、団体名及び採点については、審査結果として、市ホームページ等で公表します。

3. 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、2018（平成30）年11月下旬から開会予定の市議会に、指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に関して支出した費用について、市は一切補償しません。

4. 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、堺市立青少年センター等管理運営業務に関する協定を締結していただきます。協定には、指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）及び年度協定の内容（予定）は下記のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

【基本協定】

- ・事業計画、事業報告に関する事項
- ・個人情報保護、情報公開に関する事項
- ・管理運営業務の調査、立会に関する事項

- 損害の負担に関する事項
- 施設設備・備品等の維持管理に関する事項
- 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- 管理運営業務の評価に関する事項
- リスク分担に関する事項（仕様書別紙2の「リスク分担表」を基本にします。）
- その他本市が必要と認める事項

【年度協定】

- 指定管理料の額、支払いに関する事項
- その他本市が必要と認める事項

V その他

1. 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 応募書類は市の公文書として取り扱われます。(原則として情報公開の対象となります)
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は欠格事項の有無を確認するため、照会に使用することがあります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (10) センター等の管理運営業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。
- (11) 本市が主催・共催・協賛・後援その他の形態で当該施設を使用する場合は、協力等をしていただく場合があります。
- (12) 指定期間中に、大規模な施設改修工事等により休館する可能性があります。その場合の管理運営業務等については、別途協議します。

2. 添付資料

- (1) 堺市立青少年センター等指定管理者指定申請書(条例施行規則様式第7号)
- (2) 応募書類一式(表紙) (様式1-1)
- (3) 団体概要・役員名簿(様式1-2)
- (4) グループ構成書(様式1-3)
- (5) グループ協定書兼委任状(様式1-4)
- (6) 指定管理者事業計画書(企画提案書)(様式1-5)
- (7) 堺市立青少年センター管理運営業務収支計画書(様式1-6-1)
- (8) 堺市立青少年センター管理運営業務収支計画書積算内訳書(様式1-6-2)
- (9) 堺市立青少年の家管理運営業務収支計画書(様式1-6-1)
- (10) 堺市立青少年の家管理運営業務収支計画書積算内訳書(様式1-6-2)
- (11) 堺市立青少年センター自主事業計画書(様式1-7)・自主事業収支計画書(様式1-8)
- (12) 堺市立青少年の家自主事業計画書(様式1-7)・自主事業収支計画書(様式1-8)
- (13) 障害者雇用等確認書(様式1-9)
- (14) 欠格事項に該当しない旨の誓約書(様式1-10)
- (15) 市税の納税確認の同意書(様式1-11)
- (16) 質問書(様式2)
- (17) 現地説明会参加申込書(様式3)

- (18) 堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家 基本協定書案
- (19) 管理施設（基本協定 別紙1（1））
- (20) 備品一覧（基本協定 別紙1（2））
- (21) 堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家管理運営業務仕様書
- (22) 堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家管理運営業務仕様書別紙1～3
- (23) 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（添付資料1）
- (24) 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（添付資料2）
- (25) 2014（平成26）年度～2017（平成29）年度 利用者数及び稼働率（添付資料3）
- (26) 2014（平成26）年度～2017（平成29）年度 自主事業実績一覧（添付資料4）
- (27) センター等工事・修繕一覧（添付資料5）
- (28) 2014（平成26）年度～2017（平成29）年度 決算資料（添付資料6）
- (29) センター等に関する図面（添付資料7）
- (30) 暴風警報発令時における対応（添付資料8）
- (31) 目的外使用許可一覧（添付資料9）
- (32) 自動販売機（添付資料10）